

国民年金

お問合せ
国保年金課年金係
☎ 885-0340 (内) 115

国民年金に加入して いる方の届出について

国民年金制度は、私たちの生活が損なわれないよう、皆で保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。職業などにより、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者に分かれ、20歳以上の全ての方が加入します。

▼本人が保険料を納める**第1号被保険者**：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業・学生・無職の方など

▼勤務先の給料から保険料が差し引かれる**第2号被保険者**：厚生年金に加入している方

▼**第3号被保険者**：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

それぞれ次のようなときには届出が必要です。届出を忘れてしまうと、老後の年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもありますので、気を付けましょう。



第1号被保険者の 方が：

・会社などに就職して**第2号被保険者**になったとき：勤務先で手続きを行ってください。

・**第2号被保険者である配偶者の扶養になったとき**：配偶者の勤務先で手続きを行ってください。

第2号被保険者の 方が：

・会社などを退職して**第1号被保険者**になったとき：退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明証(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

第3号被保険者の 方が：

・会社などに就職して**第2号被保険者**になったとき：勤務先で手続きを行ってください。

・**配偶者が第2号被保険者でなくなったとき**：配偶者が退職した日付を証明する書類、年金手帳、認印、身分証明証(運転免許証等)をお持ちになって、役場国保年金課で手続きを行ってください。

・**配偶者の扶養からはずれ第1号被保険者になったとき**：配偶者の扶養からはずれた日付を証明する書類、身分証明証(運転免許証等)、年金手帳、認印をお持ちになって役場国保年金課で手続きを行ってください。

20歳になったら：



日本年金機構から送付される「国民年金被保険者加入届新規(20歳到達)」を、役場国保年金課へ届けてください。

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

村の総合健診に間に
合わなかった方は、
医療機関で健診を受
けることができます

◇健診名 特定健康診査

◇自己負担額 無料

◇対象者 国民健康保険被保険者で、40～74歳の方(平成28年3月31日までに40歳に到達する方)75歳の誕生日前までの方)

◇検査内容

・基本項目

問診、身体測定、血圧検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査

・詳細項目(医師の判断による追加項目)

貧血検査、心電図検査、眼底検査

◇受診できる医療機関 県内の一部医療機関

*医療機関の詳細については役場国保年金課までお問い合わせください。

《村内で受診可能な医療機関》
事前に予約が必要です。

・競馬共助会みほクリニック

(美浦村美駒250012)

☎ 029-1885-11813

・美浦中央病院(美浦村宮地596)

☎ 029-1885-13551

◇受診方法 医療機関へ予約を入れ、特定健康診査受診券(総合健診受診券)と保険証を持って受診してください。

*今年度すでに村の総合健診または人間ドック・脳ドックを受診した方、受診予定の方は、受診することができません。

◇受診可能な期間 平成28年3月31日(木)まで

生活習慣病の予防・早期発見のために、年に一度必ず特定健診を受診しましょう。

